改　　付録第４号　第Ⅲ章の手続の適用において使用する特性の総括目録及び表

第１附属書　地上業務の局の特性[1]

改　表１　地上業務の特性

欄番号	項目の識別記号	通告の内容 / データ項目と要件の概要	第11.2号及び第9.21号の適用のための960MHzまでのVHF/UHF帯の放送（音声及びテレビジョン）局	第11.2号の適用のためのLF/MF帯の放送（音声）局	第11.2号及び第9.21号の適用のための送信局（プラン化されたLF/MF帯、第12条の適用を受けるHF帯及び960MHzまでのVHF/UHF帯の放送局を除く。	第11.9号及び第9.21号の適用を受ける受信陸上局	第11.17号の適用を受ける典型的な送信局	付録第25号（第25/1.1.1、第25/1.1.2及び第25/1.25）によるプラン変更のための海上移動周波数分配	第12.16号の適用のためのHF帯の放送局	項目の識別記号
…										
3		呼出符号及び局識別記号表示								
3.1	3A1	第19条に従って使用される呼出符号 28MHz以下の固定業務、移動業務、気象援助業務、決議第612（WRC-12、改）の規定に従い、3-50MHzの周波数を使用する無線標定業務又は標準周波数時報業務での送信局の場合は、もし識別記号（3A2）が与えられていなければ必要である。	0	0	+				0	3A1
3.2	3A2	第19条に従って使用される局の識別記号表示 28MHz以下の固定業務、移動業務、気象援助業務、決議第612（WRC-12、改）の規定に従い、3-50MHzの周波数を使用する無線標定業務又は標準周波数時報業務での送信局の場合は、もし呼出符号（3A1）が与えられていなければ必要である。	0	0	+				0	3A2
…										
11		調整及び合意								
…										

11.2	11D	提出された割当てを国際周波数登録原簿に記録するための意見に関連した条件が全て満たされた旨の通告主管庁による宣言 GE06地域協定の§5.1.2の対象となるデジタル放送の割当て並びに§5.1.3に従って通告された放送業務及び他の一次業務の割当てについて必要である。	+		+	+				11D
…										
11.5	11F	5030-5091MHz帯の航空移動業務（R）への割当ての記録が憲章第１条７等のITUの目的と一致することの主管庁通知による承認 5030-5091MHz帯での航空移動業務（R）への割当てについて必要である。			+	+	+			11F
…										

[1] 無線通信局は、この付録の規定及び将来の会議の決定に完全に合致するよう通知の様式を発展させ、最新に保つ。この附属書において、シンボルの説明と共に列記された追加的な情報は、無線通信局国際周波数情報回章（地上業務）の序文に掲載されている。

改　　第２附属書　衛星通信網、地球局又は電波天文局の特性[2]

改　宇宙及び電波天文業務について提出される特性の表

付録の項目	A　衛星通信網、地球局及び電波天文局の一般的な特性	静止衛星通信網の事前公表	第９条第Ⅱ節による調整の対象になる非静止衛星通信網の事前公表	第９条第Ⅱ節による調整の対象にならない非静止衛星通信網の事前公表	静止衛星通信網の通告又は調整（付録第30号又は第30A号の第2A条による宇宙運用機能を含む。）	非静止衛星通信網の通告又は調整	地球局についての通告又は調整（付録第30A号又は第30B号による通告を含む。）	放送衛星業務における衛星通信網についての付録第30号（第４条及び第５条）による通告	衛星通信網（フィーダーリンク）についての付録第30A号（第４号及び第５条）による通告	固定業務における衛星通信網についての付録第30B号（第６条及び第８条）による通告	付録の項目	電波天文
A.2	使用開始の日付										A.2	
A.2.a	周波数の割当て（新規又は変更）の使用が開始される日付（実際又は予定のどちらか適切なもの） 付録第30号、第30A号及び第30B号を含む静止宇宙局への周波数割当てのため、第11.44B及び第				+	+	+	+	+	+	A.2.a	